

日本キューバ友好協会主催 講演会

【キューバ：継続と変革】

於：文京シビックセンター 2018/10/12

Página 1.

キューバ憲法改正の過程について

2018年10月12日

Página 2.

主な経過

キューバ共産党の第6回大会、第7回大会、第1回全国会議は、今日の経済社会改革過程の指針となる主な綱領的文書を更新し承認した。

- ・ 社会主義発展の経済社会モデルの概念の規定
- ・ 2030年までの経済社会発展の国家計画の基礎
- ・ 2016年～2021年党と革命の経済・社会路線

現在の憲法：1976年施行

この後の世界の変化に対応するため
改正が改定。

Página 3

モデルの概念の規定

- ・ キューバの社会主義建設過程の基本的基準。
戦略的目的は堅持しつつ。
- ・ 社会主義建設の歴史的過程は長期で、多様で、複雑、矛盾したものであることから、
国の特異性を考慮しなければならない。

○ これまでは、市場の考えは、下になった。
○ 90年代から、世界市場とのつながりを
余ぎるこいれた。市場を積極的市場
○ 2000年代からは、市場を積極的に
とり入れようという考えに変わった。
→ キューバモデルのアップデート、新しい社会主義
○ 政府として、世代交替ではなく、継続である。

Página 4

モデルの刷新

- ・ キューバ革命を強化し継続させることを明確にする。フィデルの革命の概念
- ・ 4つの戦略的目標
社会主義の不可逆性と継続、経済発展と生活水準の向上、平等な生活の質を保障する。
- ・ 新たな状況に国を適応させ将来へのビジョンをもって前進するために必要な改革を
計画し実行する。

Página 5

経済社会発展計画

- ・ ビジョン、主権を持ち独立した、社会主義の国、民主的で、豊かで持続可能な国家
を2030年に向けてつくる。
- ・ 6つの戦略的な柱
効率的で能率的、社会的に統合された社会主義政府。
生産面の変革と国際的参入。
インフラ。人間力、科学、技術、イノベーション。
天然資源、環境、
人間開発

公平、社会正義

Página 6

効率的、能率的な政府

- ・憲法、法律に定めるところを侵さない適法性を強める。
- ・透明で敏速、効率がよく能率の高い行政制度を保証する
- ・民主主義とその原則、機構と方法を強化する。
- ・国の社会経済発展に有利な国際的、地域的な政治環境をつくる。

Página 7

経済社会路線

- ・ 274の全体的および特定の路線
経済活動およびマクロ経済政策モデル。
対外経済政策。投資政策。科学、技術、環境。
農工業。工業、エネルギー。観光。運輸。
建設、住宅、水資源。貿易と指導システム・機関の改善。
- ・進捗状況の系統的点検

Página 8

選挙過程の結果

- ・第15期人民権力全国議会（国会）成立。
構成に大幅な交代、キューバ社会の多様性の反映。
女性（53.22%）、黒人、混血（40.5%）、35歳以下（13.2%）、
大卒（86%）、平均年齢、49歳。
- ・新しい国家評議会と閣僚評議会の選出。
136件の祝意メッセージ、国家元首、政府首班、国連、EU、アフリカ連合、ユネスコ、AEC、CARICOM の最高当局者より。
- ・初めて1959年以降に生まれた世代が国の最高指導者となる。
ラウルは2021年までキューバ共産党のトップとして残る。

Debajo de la foto de Díaz-Canel

ミゲル・ディアスカネル・ベルムーデスの選出により、キューバ人にとって継続と変革の段階が開いた。

Página 9

国内情勢と優先課題

- ・仕事のスタイルの変革。政府と大臣へのより高度な要求。
- ・承認された新たなコミュニケーション政策の実施。
ディアスカネル「大臣は仕事の結果について国民に報告しなければならない。
メディアに向けて話さなければならない」
- ・現在の段階の鍵は、経済を優先すること。最大の優先は直接外国投資。
- ・漸進的に進む、しかし実際の成果をもって。

Página 10

現在の情勢

- ・社会・経済・政治改革のプロセスは最も複雑な段階に入る。

- ・刷新過程を前進させることが必要。情勢がいかに複雑で困難であろうと、何も後回しにしないこと。
- ・今後の最も重要で戦略的な課題としての憲法改正プロセス。
- ・米国の干渉主義政策は維持されているだけでなく、さらに厳しくなり新たな形をとっている。

Página 11

対外政策の重要な成果

- ・封鎖問題で米国への圧力を維持することができた。
- ・反キューバキャンペーンが行われなかった。
- ・我が国対外政策の優先事項が守られた。
- ・諸国際会議でのキューバの役割と権威が認められた。
- ・国連人権理事会の普遍的・定期的レビューでの報告の成功
- ・197ヶ国との外交関係。124カ国に大使館（近々ガボン、モロッコ、アラブ首長国連邦に大使館開設）、キューバには、113ヶ国、6国際組織の大使館。
- ・革命は常に米国との対決に晒されている。

Página 12

対キューバ封鎖政策の強化

- ・制約を受ける179件のキューバの機関・団体のリスト。
People to people のカテゴリーでの個人渡航の禁止。
- ・12カテゴリー、キューバ国民支援として許可
- ・米国からの旅行者40%減少
- ・1月～5月、キューバ人旅行者数のわずかな増加が続いている。
- ・オバマ大統領がとった方策は続いてはいるが、否定的な政治的雰囲気の中で。
- ・封鎖の域外適用性の強化。
過去2年間、貿易金融の追跡が増加。
- ・銀行金融部門に被害。11のキューバ大使館に被害。
日本ではヒルトンホテルの例。

Página 13

封鎖への国際的非難

- ・来る10月31日、国連総会で封鎖非難決議案が上程されるが、情勢は昨年よりはるかに複雑で逆風。
- ・討議の際、米国による圧力の強化と策謀の可能性が予測される。
- ・我々の目標は引き続き圧倒的反対を勝ち取ること。

Página 14

憲法改正プロセスについて

2014年6月、ワーキンググループ結成。1年以上かけて改革の法的基礎を制定、共産党中央委員会政治局の承認を得る。共産党第6回、第7回大会、第1回全国会議の決定文書も研究。中国とベトナムの経験を参照。30ヶ国以上の憲法関連プロセスを研究。首相ポスト設置の経験や憲法改正プロセスの影響も含めて。

2018年2月～3月、共産党中央委員会政治局に草案提出。第5回中央委員会に草案提出、法的基礎が承認される。

2018年6月、 憲法改正委員会設立。137条、キューバには制憲議会はありません。

7月21日、22日、23日、人民権力全国議会で憲法草案を集中審議、承認する。

2018年8月～11月、国民討議、海外在住キューバ人を含めて。

2018年2月24日、国民投票

2019年4月19日、新憲法発布

Página 15

何故かつてないプロセスと呼ぶか？

- ・新しい憲法と言える。憲法の全面的改正、本質的原則のいくつかは堅持するが。新規のものと言える。内容の深い変革、国家の構造の変革であるから。
- ・憲法草案は前文と224条から成る。それらは11編、24章、16部門に分かれている。提案された全ての条項のうち、87は新たなもの。

Página 16

何故かつてないプロセスと呼ぶか？

- ・国民討議プロセスが国の内外のすべてのキューバ人を対象にするのは初めて。キューバの移住政策の画期的分岐点となる。
- ・初めて海外在住の全てのキューバ人を区別なしに対象とする決定。憲法のようにすべての国民の本質的な問題に関することとして。
- ・非常に大きい政治的価値がある。海外移住者と内政をより幅広く結びつけるというキューバ国家の意思が反映されているため。

La parte izquierda.

海外在住キューバ人も新憲法草案の討議に参加。

Página 17

何故かつてないプロセスと呼ぶか？

- ・民主主義向上に向けての前進。我々すべてを利するもの。
- ・いかなる提案も意見も拒絶しない。全ての提案を拾い上げる、例え同意しないものであっても。
- ・プロセスはまた、全てのキューバ人の団結を強めるものでもある。憲法は全てのキューバ人のもので、革命家や党員だけのものではない。

Página 18

何故かつてないプロセスと呼ぶのか？

- ・我々は、キューバとのいかなる和解にも反対の活発なキューバ系アメリカ人極右勢力の存在を認識している。彼らは反革命の社会的基盤として引き続き移住者を利用しようとするアメリカの政策に助けられている。また、我々は、少数ではあ

るが影響力のある、対決の思想を持ち込む移住者の中核があることも認識している。

- ・上記のことはキューバ社会の中にも類似の反応を引き起こし、全国的政治討議の中で無視できない比重を持つ。

Página 19

何故かつてないプロセスと呼ぶのか？

- ・プロセスには文言だけではなく合憲精神も、また正しい実践への適用も保障する補完的法律の策定も含まれる。
- ・将来に向けて国が必要とするコンセンサスを広げる複雑なプロセスの中の最初の1歩に過ぎない。
- ・画期的なのは、今後の道に現れる障害は問題ではなく、移住者がこの将来の一部として取り込まれたということ。それは祖国キューバの成長につながる。

Página 20

何故かつてないプロセスと呼ぶのか？

- ・討議の対象となっている草案は、国の法体系の中での憲法の優先性と、国家機関、幹部、国民による憲法遵守の義務を強調している。
- ・さらに、経済社会モデルの刷新に合わせて適用されたきた改革を反映している。すなわち、市場の役割、個人所有を含む新しい形態の所有を認める。

Página 21

何故かつてないプロセスと呼ぶのか？

- ・新憲法草案には幅広い種類の市民の権利が付け加えられている。それは、我々の原則と価値観に沿ったものであり、キューバが批准している国際協約に合わせたもの。その中には質の高い医療・教育サービスへのアクセスと無料化、信仰の自由、宗教を信じない自由、家族、児童、高齢者の保護、いかなる動機によろうと全ての種類の差別への拒絶などが含まれる。

Página 22

提起されている主な変更

Página 23

政治的基本点

- ・新しい概念の導入。すなわち「法治社会主義国家」。制度化（法の支配）の強化の具体的表れ。全ての物事は法律にそして憲法の優位性に従うことを規定。
- ・キューバ共産党の指導的役割を再確認。
- ・国家機関の義務は各々の管理機能に従う。
- ・国家の本質的目標を定めている。
- ・初めてキューバの対外政策の原則に言及している。それはラテンアメリカ・カリブの統合を優先すること。
- ・キューバが批准する国際条約に定める内容は法に従って、国の法体系の一部となることを認める。
- ・宗教の自由を認める。

）国内法との
矛盾があるよう
体系化する。

経済的基本点

新憲法草案の経済構造の3つの変革の提案は、キューバの革命過程の画期的分岐点。

一キューバの社会主義経済において、国家経済計画とともに市場の効力の必要性を認める。

一国の経済発展を加速化させるために外国投資を導入することの必要性を認める。

一キューバ経済の中に民間経済分野を取り入れる必要性を認める。これは、社会主義の中で生産の資本主義的關係の存在、従って民間企業による労働力の購入を認めることを意味する。

。二重通貨も廃止。

。国々の生産手段は、所有権は変わるいが、経営権は民間に移行できる。

権利、義務及び保障

- ・権利の分野で大きなインパクト。最新世代の権利が認められている。進行中プロセスに関連する権利も含めて。
- ・権利と義務の上の平等
- ・どんな動機であろうと全ての差別の拒絶
- ・市民の平等を助けるために、また幼児時代からその原則への尊重を教えるために必要な条件を作り上げるうえで、それを国家が監視する義務。
- ・ハイビラス・コーパス、推定無罪、拘束・投獄された個人の保障、など。
- ・社会的責任を伴う適法で平和的な目的を持つ集会、示威行為、結社の権利の行使。

権利、義務及び保障

- ・医療の無料化、基本的サービスへの無料のアクセス。将来の保険法では、どの医療サービスが基本的なもので、どれが有料化されるべきかを定める。
- ・教育に関しては大学まで無料。教育活動に関連する他のサービスや問題は法律に任せる。
- ・全ての人々の権利であり国家の責任としての教育の性格を非宗教と再確認する。
- ・婚姻の問題で、特に男性と女性の間の結合として規定した文言を二人の人間の結合という形に修正する。

？ 権利/UT:ok.

権利、義務及び保障

- ・労働権及び適切な住宅に住む権利を含む。国家は住宅建設プログラムを通じて、その実現に向けた環境を整備する責任を負う。
- ・市民的・政治的権利と義務のより大きな反映
- ・被選挙者のリコール制度
- ・権利擁護を目的とする、法廷における保護メカニズムの創設（訴訟 vs 国家）

国家・政府機構

- 人民権力全国議会を最高機関として再確認する。
- 国家評議会（執行委員会）について、人民権力全国議会の議長、副議長、書記が国家評議会
で同等の役職に就く。
- 閣僚評議会（政府）は首相が主宰する
- 共和国大統領（国家元首）は第1期選出時に60歳未満とし、国家防衛評議会議長を併任す
る。副大統領には年齢制限はない。
- 全国選挙委員会を国家常設機関として創設

Página 31

国家・政府機構

- 国家の司法機構。全国総監査庁の設立。裁判官の独立性を若干高める。
- 政治行政区分は現状維持されるが、いくつかの基礎行政区(municipio)または行政地区
(distrito)の場合は、特別規定制度の創設が予定される。
- 基礎行政区(municipio)は最小かつ基本的な政治単位であり、その自治権が認められている。
しかし当然、制限を伴う。基礎行政区法が発布される。当該自治権には行政当局の選出が含
まれる。

Página 32

国家・政府機構

- 人民権力県議会を廃止し、県知事と県評議会から成る県政府を設置する。その構成はのちに
法律で規定される。
- これらの変更はすべて、国内の現行法体系に影響を与える。6か月後、現行規定のいくつか
が適宜更新、改正あるいは廃止される。

Página 33

見直し、更新、あるいは発布されるべき法令

1. 選挙法
2. 家族法
3. 民法
4. 人民裁判所法
5. 国家防衛法
6. 刑法
7. 刑事訴訟法
8. 憲法管理法
9. 教育法
10. 保健法
11. 基礎行政区法
12. 企業法
13. 協同組合法
14. 市民法、等

以上